

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生市個人情報の保護に関する法律施行条例の骨子（案）
意見募集の趣旨	<p>個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」）が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度については、令和 5 年 4 月 1 日から改正後の個人情報保護法による全国的な共通ルールが適用されることになりました。</p> <p>桐生市個人情報保護条例に基づき運用していた桐生市の個人情報保護制度は、改正法によることとなるため、現行条例を廃止し、新たに法律から委任された事項等を規定する改正法の施行条例を制定します。</p> <p>このようなことから、桐生市個人情報の保護に関する法律施行条例の骨子（案）を作成しました。</p> <p>つきましては、市民の皆様等の御意見を募集します。</p>
意見を提出できる人	<ol style="list-style-type: none"><li>1 市内に住所を有する個人</li><li>2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体</li><li>3 市内の事務所又は事業所に勤務する人</li><li>4 市内の学校に在学する人</li><li>5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体</li></ol>
意見の募集期間	令和 4 年 9 月 8 日（木）～10 月 7 日（金）
意見の提出方法	<p>住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください）。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください（案全般に係る意見の場合はこの限りではありません）。なお、決められた書式はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 直接提出・・・桐生市役所 2 階市民相談情報課へ提出してください（土・日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）。</li><li>(2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所市民相談情報課あて送付してください。</li><li>(3) ファクシミリ・・・0277-43-1001 へ送信してください。</li><li>(4) 電子メール・・・shiminsodan@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。</li></ol> <p>※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。</p>
参考資料	<ul style="list-style-type: none"><li>・桐生市個人情報の保護に関する法律施行条例の骨子（案）</li><li>・桐生市個人情報保護条例（現行）</li></ul>
担当	市民生活部 市民相談情報課 情報公開担当 電話 0277-46-1111（内線 773）
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したもの</li></ul>

	<p>を公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報は公表しません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。</li><li>・ 提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。</li></ul>
--	---